

広島県告示第五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

学校法人石田学園

二 事業の種類

広島経済大学セミナーハウス整備事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県廿日市市宮島町字濱之町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

広島経済大学セミナーハウス整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人石田学園は、一般財源により財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、学校法人石田学園が昭和四十二年に国の認可を受け設置した広島経済大学（以下「本件大学」という。）について、廿日市市宮島町字濱之町地内の約千三百三十六平方メートルの土地に、新たな校舎を整備するものである。
本件大学は、すべての学生について、ものごとをゼロから立ち上げられる人材（以下「人材」という。）として育てることを教育目的に掲げ、平成十八年度から、学生の意欲、企画力、行動力及び他者との共生力等の人間力（以下「人間力」という。）を向上させるため、興動館教育プログラムを実施している。

興動館教育プログラムは、対話やプレゼンテーション、実体験を重視し、学生の自主性、可能性を引き出す教育手法を取り入れた興動館科目と、国際交流、社会貢献、地域活性及び経済活動等の分野において、学生が主体的に企画、交渉、予算管理等に取り組み、多種多様な人間と共に何事かを成し遂げることを重視した興動館プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）で構成されており、こ

の取り組みにより、本件大学の教育目的である人材の育成に必要な人間力を育成するものである。

本件大学では、これまで国内外において、興動館教育プログラムに基づく多様なプロジェクトを実施してきたが、その成果については、参加した学生による報告書作成やプロジェクトの達成度に関する自己評価シートの作成に止まっているため成果を客観的に検証することができず、人間力の育成に支障を来している状況にある。

本件事業は、廿日市市宮島町に興動館教育プログラムに基づくプロジェクトを実施するための校舎を整備するもので、本件事業の完成により、プロジェクトの成果を客観的に検証できることから、さらなる人間力の育成が可能となり、本件大学の教育目的である人材の育成に寄与させるものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業の起業地内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていない。

また、本件事業の起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく特別史跡及び特別名勝に指定されているが、起業者は文化庁長官より同法第二百二十五条第一項の規定による現状変更の許可を得ていることなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、既存建物活用案（以下「申請案」という。）を含む三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、プロジェクトに参加する学生の交通の利便性に優れること、工事期間が最短で事業効果が早期に発現できること、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、興動館教育プログラムに基づくプロジェクトについて、その成果を客観的に検証することができず、人間力の育成に支障を来している状況にある。

また、本件大学は、本件事業をプロジェクトの主要事業として位置付けて実施している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。
- (四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十條第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十條各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県廿日市市役所